

質問回答

2013年9月11日

「ミャンマー国貧困削減地方開発事業(フェーズ1)実施能力強化[有償勘定技術支援](ファスト・トラック制度適用案件)」
(公示日:平成25年8月30日/公示番号:1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|---|--|
| 1 | 該当頁なし(ミャンマー国側の便宜供与に関しまして) | ヤンゴン、ネピドー、タウンジーでの事務所につきまして、ミャンマー国側の便宜供与はございますでしょうか？ | オフィススペースやカウンターパート確保等の便宜供与につき実施機関側と合意しております。 |
| 2 | 業務指示書【第2 業務の目的・内容に関する事項】 P.3 | パイロット事業の「電力」に関しまして、「3地域4州を対象に、小型発電機128台」とございますが、この3地域4州の名前と各所に配置する発電機の予定台数をご教示頂ければ幸いです。 | 3地域4州及び、台数については以下のとおりです(括弧内の数字が予定台数です)。 カヤ州(7)、カレン州(5)、タニンダーリ地域(8)、バゴー地域(6)、マンダレー地域(28)、ラカイン州(33)、シャン州(41)。 |
| 3 | 業務指示書【第2 業務の目的・内容に関する事項】 P.6,7 | 「6.業務の内容(1)国内準備期間(2013年10月上旬)に「イ.本事業の事業内容、進捗状況(コンサルタント雇用・コントラクター調達スケジュール等)、実施機関等を確認・把握する」「ウ.JICAの調達ガイドライン及びミャンマー国内の関連手続きを確認する」とございますが、「本事業の進捗状況」や「ミャンマー国内の関連手続き」の情報は、貴機構がお持ちと考えて良いのでしょうか？ | ご指摘のとおり、国内準備期間中にまずは弊機構が持つ情報を共有させていただきます。その上で、現地調査時に実施機関と協議を行い、必要に応じて追加の情報収集をして頂きます。 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| 4 | <p>業務指示書【第2 業務の目的・内容に関する事項】 P.13</p> | <p>「5. その他の留意事項(2)ミャンマー国内移動に「サイト訪問があることから、各団員とも現地作業時に2回程度の国内飛行機移動代を積むこととする。飛行機代については、ヤンゴン・ネピドー間往復を基準とする」とございますが、本件全工程の中で各団員2回程度、という解釈でしょうか？現地調査1回の中で必要に応じて2回程度ずつ見込んでよいという解釈でしょうか？これ以上の回数の国内移動については車両による移動として考える、ということで良いでしょうか？</p> | <p>全工程の中ではなく、各現地調査時に各団員2回程度見込んで頂きたいとの趣旨です。JICA の想定回数以上の国内移動については、必要に応じ、車両代あるいは飛行機移動費を計上していただいて結構です。</p> |
|---|--|--|---|

以上